

○農林水産省告示第            号

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）第五条第一項の規定に基づき、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和    年        月        日

農林水産大臣    鈴木    憲和

## 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（案）

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和８年法律第71号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

### 第一 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興による重要品種の種苗の普及の意義に関する事項

#### 1 重要品種の種苗の普及の意義

近年、農業者の減少や気候の変動等、我が国の農業をめぐる情勢は大きく変化している。これに対応するためには、省力化や多収化に資する形質、高温や病害虫による植物の生育への影響を緩和する形質等に係る特性を有し、かつ、農業者や実需者の需要に適確に対応した広域の普及が見込まれる品種の育成が不可欠である。

また、こうした品種の種苗については、効率的な生産により、多くの農業者や実需者に供給する必要がある。

このため、これらの性質を有する重要品種（法第2条第1項に規定する重要品種をいう。以下同じ。

）の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保につながることをとする。

## 2 重要品種に関する基本的な事項

重要品種の定義（法第2条第1項各号）の解釈については、次の(1)から(3)までのとおりとする。

(1) 次の①から④までのうち一以上の形質に係る特性を保持しているものであること。

① 播種、栽培管理、収穫等における機械作業適性、直播適性、単為結果性等の省力化に資する形質に係る特性

② 単収の増加又は高位安定化、加工における歩留まりの向上等の多収化に資する形質に係る特性

③ 高温耐性、病虫害抵抗性等の気候変動等に起因する植物の生育への影響を緩和する形質に係る特性

④ その他農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性

(2) 当該品種の種苗が、その実情を踏まえた上で、育成者権や商標権等の許諾、販売に係る契約、種苗

の秘匿その他の手段により、二以上の都道府県の区域への供給又は二以上の都道府県の区域におけるその種苗を用いることにより得られる収穫物の生産等が制限されるものでなく、広域に普及することが可能なものであること。

- (3) 品種登録（種苗法（平成10年法律第83号）第3条第1項に規定する品種登録をいう。以下同じ。）を受けたものであること。

## 第二 重要品種育成事業の促進に関する事項

### 1 重要品種育成事業の促進の意義及び目標

#### (1) 重要品種育成事業の促進の意義

一般に、重要品種の育成に当たって、第一の2(1)に定める形質に係る特性を保持させようとすることは、時間や労力がかかることに加え、付与しようとする形質に係る特性を有する育種素材及び品種の育成に係る高度な専門的知識が必要となることから、容易ではない。

また、重要品種の育成主体として想定される国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（

以下「研究機構」という。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究機関等の品種育成機関の人的リソースは年々減少しており、研究資源や育種素材等の確保が課題となっている。

さらに、農業者や実需者の需要に対応した重要品種の育成をするためには、品種の育成から種苗の生産、収穫物の生産までを一貫したものとして俯瞰した上で、品種育成機関だけでなく、品種の利用に関わる地方公共団体や農業者、実需者とも、品種の育成段階から連携する必要がある。

このため、研究機構、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間種苗会社等の産官学の品種育成機関が密接に連携し、それぞれの有する知識、技能、技術のほか、設備、情報システム等を活用の上、農業者や実需者の需要や評価、意見等を踏まえて行われる重要品種育成事業（法第2条第4項に規定する重要品種育成事業をいう。以下同じ。）を促進することとする。

## (2) 重要品種育成事業の促進の目標

重要品種育成事業の促進の目標は、令和12年度までに認定重要品種育成事業者（法第7条第1項に規定する認定重要品種育成事業者をいう。以下同じ。）により、35の品種が育成されることとする。

## 2 重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項

重要品種育成事業計画の記載事項（法第6条第2項各号）の詳細は、次の(1)から(7)までのとおりとする。

### (1) 重要品種育成事業の目標

育成をする品種を普及させようとする地域及び面積に関する目標を設定するものとする。

### (2) 重要品種育成事業により育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性

次の①及び②の要件を満たすものとする。

① 第一の2(1)に定める形質に係る特性を含むものであること。

② 特性の全部又は一部が、日本国内又は外国において公然知られた他の品種と明確に区別されることが見込まれるものであること。

### (3) 重要品種育成事業により育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置

次の①及び②の要件を満たすものとする。

① 育成をする品種を広域に普及させるため、品種の地域適応性に関する評価又は品種の利用に関わ

る農業者や実需者からの実用性に関する評価等の取組が計画されていること。

- ② 育成をする品種や重要品種育成事業の実施体制等に照らして、当該品種の種苗が、可能な限り広域に普及するよう方針を定めていること。

(4) 重要品種育成事業による品種の育成から品種登録出願までの行程及び実施期間

重要品種育成事業により品種の育成をする場合は、交配・選抜、評価、栽培試験等、品種登録出願までに必要な取組に関する行程を明らかにし、実施期間は5年間を目途に定めるものとする。ただし、その難度に照らして相当な期間を要すると認められる場合には、5年を超える期間で取り組むことができるものとする。

(5) 重要品種育成事業の実施体制

重要品種育成事業を実施する上で携わる品種育成機関、農業者、実需者等それぞれの取組内容や果たす役割が明確かつ合理的であり、(3)①の取組や法第30条第1項の規定による報告に適切に対応できる体制を有するものとする。なお、国内の農業者、実需者の需要、評価、意見等を踏まえる必要があること、国内で利用可能な重要品種の育成に継続的かつ効果的に取り組む必要があることから、重要

品種育成事業の実施に係る拠点は本邦に有しているものとする。

(6) 申請者が使用者等に該当する場合の事項

法第6条第1項では、使用者等（種苗法第8条第1項に規定する使用者等をいう。以下同じ。）による重要品種育成事業計画の申請は、職務育成品種（同項に規定する職務育成品種をいう。以下同じ。）について契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ当該使用者等が品種登録出願をすることが定められた上で、職務育成品種として重要品種の育成をしようとする場合に限るものとしている。

このため、使用者等が重要品種育成事業計画を申請する場合は、当該使用者等が品種登録出願することを定めている契約、勤務規則その他の定めを示すものとする。

(7) その他の事項

重要品種育成事業は、関係法令を遵守するほか、関係地方公共団体その他の関係者との連携を図ること等により、関係する各種施策と調和して行われるものとする。

また、国は、我が国の農業をめぐる情勢が日々変化していることに鑑み、将来の農業をめぐる情勢の変化にも迅速に対応できるよう、中長期的な視点から多様な品種の確保に資する取組を行うことと

する。

### 3 重要品種育成事業に係る国、研究機構、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

重要品種の育成に当たっては、先端的な研究資源及び多様な育種素材を有する研究機構、生産現場への普及手段を有する地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、基礎研究の推進を担う大学、販売促進に係るノウハウを有する種苗会社等、それぞれの強みを持った品種育成機関が連携を図るとともに、品種育成機関と品種の利用に関わる地方公共団体や農業者、実需者間とが連携及び協力を図ることが重要である。

そのため、国は、関係者間における連携及び協力が促進されるよう、重要品種育成事業を行う者に対する集中的かつ効果的な支援を行うよう努めるものとし、品種育成機関は、関係者間がそれぞれの強みを生かした事業実施体制を構築するとともに、その体制を生かし、農業者や実需者の意見を適切に反映させながら、品種の育成段階からその種苗の生産及び品種の種苗の普及までを見据えて、重要品種育成事業を行うこととする。

### 第三 重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項

#### 1 重要品種種苗生産事業活動の促進の意義及び目標

##### (1) 重要品種種苗生産事業活動の促進の意義

種苗生産者の減少が見込まれる中で、重要品種の種苗を効率的に生産し、その種苗の広域の普及を実現させるためには、その種苗の良好な生産団地を形成することが重要である。また、種苗の生産工程では、他品種との交雑を避けるための種苗生産ほ場の調整や病害虫の徹底防除等、農地の集団化の取組や周辺の種苗以外を生産する農業者との相互理解と協力も必要であり、こうした取組による効率的な種苗生産体制の構築は、我が国の種苗生産基盤の維持に資するものである。

このため、都道府県は、広域の普及を見据えた重要品種の種苗の効率的な生産に取り組む方向性を明らかにするとともに、その下で、種苗生産者は、関係者との調整を図りつつ、重要品種の種苗の生産を効率的に行うものとなるよう、重要品種種苗生産事業活動（法第2条第5項に規定する重要品種種苗生産事業活動をいう。以下同じ。）を行うこととする。

## (2) 重要品種種苗生産事業活動の促進の目標

重要品種種苗生産事業活動の促進の目標は、令和12年度までに認定重要品種種苗生産事業活動実施者（法第17条第1項に規定する認定重要品種種苗生産事業活動実施者をいう。以下同じ。）により、35の重要品種についてその種苗の生産が実施されることとする。

## 2 重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項

重要品種種苗生産事業活動計画の記載事項（法第16条第2項各号）の詳細は、次の(1)から(4)までのとおりとする。

### (1) 重要品種種苗生産事業活動の目標

重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者は、重要品種種苗生産事業活動による重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標として、その種苗の広域の普及を図ることに資するよう、その取組の内容に応じて、単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗の生産に係る労働時間の低減等を定めるものとする。

### (2) 重要品種種苗生産事業活動の内容及び実施期間

### ① 重要品種種苗生産事業活動の内容

次のイからハまでの要件を満たすものとする。

イ 都道府県基本計画の中で、都道府県が定める重要品種種苗生産事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）において、種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種として定められた品種の種苗を生産するものであること。

ロ 都道府県基本計画の内容に整合的なものであること。

ハ 重要品種種苗生産事業活動がその実施期間中に継続して行われるものであること。

### ② 重要品種種苗生産事業活動の実施期間

実施期間は、5年間を目途に定めるものとする。ただし、生産する品目に照らして事業の実施に相当な期間を要すると認められる場合には、都道府県基本計画の期間との整合を図った上で、5年を超える期間を定めることができるものとする。

### (3) 重要品種種苗生産事業活動の実施体制

(2)①の取組や法第30条第2項の規定による報告に適切に対応できる体制を有するものとする。また、

国内の農業者、実需者の需要、意見等を踏まえる必要があること、国内で利用可能な重要品種の種苗の生産に継続的かつ効果的に取り組む必要があることから、重要品種種苗生産事業活動の実施に係る拠点は本邦に有しているものとする。

#### (4) その他の事項

重要品種種苗生産事業活動の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、関係地方公共団体その他の関係者との連携を図ること等により、関係する各種施策と調和して行われるものとする。

また、特に、種苗の効率的な生産のためには、以下の取組を積極的に行うことが望ましい。

##### ① 種苗生産は場の集団化等に向けた取組

種苗の効率的な生産のためには、その地域における他の農業者の理解を得ながら、農地の分散を解消して連続的に農作業ができるよう、農地の集団化等を図ることが重要である。

このため、認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、実施関係市町村が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）の変更等に係る協議の場を設ける場合には、当該協議の場への参加の申出をすることができることとしている（法第

19条第1項）。なお、当該申出に応じた当該実施関係市町村は、当該協議の結果を踏まえ、地域計画を定めるものとしている。

## ② 品種の交雑防止に向けた取組

種苗の品質向上のためには、農地の集団化等と併せて、地域内での交雑ができるだけ生じないよう、栽培品種や栽培管理方法等についての調整（ゾーニング）が重要である。

栽培品種や栽培管理方法等の調整に当たっては、認定重要品種種苗生産事業活動実施者以外の種苗生産者や、種苗以外を生産する農業者も含めた、地域ぐるみでの合意形成が必要となる。

そのため、法第20条においては、認定重要品種種苗生産事業活動実施者が、都道府県基本計画に位置付けられた重要品種について、協定（法第20条第1項に規定する重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定をいう。以下同じ。）を締結し、市町村長（又は都道府県知事）の認可を受けることができることとしている。協定を締結した場合には、協定区域の農用地の所有者等が別の所有者等になった場合でも、協定の効力が続く等の特例が措置される（法第24条及び第27条）こととなり、地域ぐるみで安定的に重要品種の

種苗の生産に取り組むことができるようになる。

なお、協定の対象となる農用地の区域は「相当規模の一団の農用地」である必要がある（法第20条第1項）が、実施区域内にある全ての農用地を対象とする必要はなく、地域の実情に照らし、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で、かつ、協定の効果が期待できる一定のまとまりを有していれば足りるものとする。

### 3 重要品種種苗生産事業活動に係る国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

重要品種の種苗の効率的な生産及びその種苗を広域にわたり供給する体制の確立に当たっては、国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者等の関係者間における連携及び協力を図ることが重要である。

そのため、国は、関係者間における連携及び協力が促進されるよう、重要品種種苗生産事業活動を行う者に対する集中的かつ効果的な支援を行うよう努めるものとする。また、地方公共団体は、重要品種種苗生産事業活動を行う者が効率的かつ安定的に種苗の生産に取り組むことができるよう、地域の実情

を踏まえて必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

その上で、これらの関係者は、種苗の生産に関する技術指導や需給に関する情報提供、生産された種苗の円滑な流通等において連携及び協力を図り、重要品種種苗生産事業活動を行うこととする。

#### 第四 都道府県基本計画の作成に関する基本的な事項

##### 1 都道府県基本計画の意義

都道府県は、従来、地域の実情を踏まえた種苗の生産の振興の方向性を定め、種苗の生産を含む技術の普及指導を担うなど、我が国の種苗生産基盤の維持に重要な役割を果たしている。

一方で、農業者の減少や気候の変動等、我が国の農業をめぐる情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資するためには、重要品種の種苗の効率的な生産や、その種苗の広域にわたる供給を図ることが求められる。そのため、従来の取組を通じた技術や知見等を有する都道府県が、地域における重要品種の種苗の生産の振興の方向性を定めた上で、当該重要品種の種苗を効率的に生産するとともに、重要品種の種苗の広域の普及に向けて、自都道府県だけでなく他都道

府県にも供給を可能とする取組の推進が重要である。

このため、都道府県は、当該都道府県の区域内における重要品種種苗生産事業活動の促進に関して、都道府県基本計画を作成できるものとしている。

## 2 都道府県基本計画の内容

都道府県基本計画の記載事項（法第12条第2項各号）の詳細は、次の(1)から(6)までのとおりとする。

### (1) 重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称及びその種苗の効率的な生産の振興に関する目標

#### ① 重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称

都道府県は、重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称を定めるものとする。

#### ② 重要品種の種苗の効率的な生産の振興に関する目標

都道府県は、5年間を目途として期間を定め、重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標として、その種苗の広域の普及を図ることに資するよう、単位面積当たりの種苗の生産量の向上、種苗の生産に係る労働時間の低減等を定めるものとする。

ただし、生産を振興する品目に照らして重要品種種苗生産事業活動の実施に相当な期間を要すると認められる場合は、5年を超える期間を定めることができるものとする。

(2) 重要品種種苗生産事業活動の内容に関する事項

都道府県は、(1)で定める目標の達成への寄与、地域における種苗の生産及び種苗の生産を取り巻く周辺の状況を勘案し、重要品種種苗生産事業活動の促進に向けた方針を定めるものとする。

(3) 実施区域に関する事項

実施区域は、関係市町村との協議の上で、重要品種種苗生産事業活動を実施する区域として定めるものとし、設定する区域の単位については、市町村、農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位等、自然的及び社会的諸条件からみて一定のまとまりを有することを基本とする。

また、実施区域の設定により、認定重要品種種苗生産事業活動実施者には、農地法上の許可手続のワンストップ化等の特例措置が講じられることとなる。このため、実施区域の設定に係る内容の妥当性の確保や合意形成のための手続として、都道府県は、都道府県基本計画において実施区域に係る事項を定めようとするときは、公告・縦覧及び意見聴取手続を経る必要がある（法第12条第4項及び第

5 項)、都道府県は、当該手続を適切に実施する必要がある。

- (4) 実施区域において重要品種種苗生産事業活動によるその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称及びその種苗の良好な生産団地の形成に関する事項

- ① 実施区域において重要品種種苗生産事業活動によるその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称に関する事項

都道府県は、(1)①で定める重要品種の中から、(3)で定める実施区域において重要品種種苗生産事業活動によるその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称を定めるものとする。

- ② 実施区域における重要品種の種苗の良好な生産団地の形成に関する事項

認定重要品種種苗生産事業活動実施者が、実施区域において重要品種種苗生産事業活動により、安定的な種苗の生産に取り組むためには、種苗の生産に重大な影響を及ぼす病虫害の発生及びまん延の防止や他品種との交雑等を防止するための営農地の変更といった栽培の管理が重要となることから、都道府県は、実施区域において推進する栽培の管理等に関する事項について定めるものとする。

なお、こうした栽培の管理等について地域での合意形成を図る上では、法第20条第1項に規定する協定を締結することが有効であるため、都道府県は、市町村との協力の下、実施区域内の認定重要品種種苗生産事業活動実施者の意向を踏まえ、協定が積極的に活用されるよう、協定の意義や締結に当たっての留意事項等について定めるよう努めるものとする。

(5) 重要品種種苗生産事業活動により生産された種苗を広域に普及させるための措置

重要品種種苗生産事業活動において生産された種苗の広域の普及に向けて、都道府県は、他の都道府県への重要品種の種苗の円滑な供給に向けた連携に関する措置について定めるものとする。

(6) その他重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項

都道府県基本計画の実効性を高めるためには、都道府県基本計画を作成する都道府県や実施区域が存在する市町村のみならず、品種の利用に関わる農業者や実需者が一体となって取組を進めることが重要であることから、都道府県は、関係者との意見交換を実施するほか、必要に応じて、関係者で構成する協議会を組織し、事前に当該都道府県基本計画に定める事項について当該協議会に協議する等、関係者の相互連携と合意形成を促す取組について定めることが望ましい。

また、種苗生産者を始めとする農業者を取り巻く情勢の変化に鑑み、持続的な種苗生産体制を構築することが重要であることから、人材の確保、重要品種の種苗の生産に向けた技術指導の実施等に関する事項について定めることが望ましい。

さらに、重要品種や重要品種に係る栽培技術等に関する知的財産の保護を図ることが望ましいことから、種苗の無断増殖、第三者への譲渡禁止等の周知等、知的財産の保護に関する取組について定めることが望ましい。

### 3 都道府県基本計画の策定に向けた都道府県に対する情報の提供

国は、都道府県に対して、都道府県による都道府県基本計画の作成及び実施に資するため、認定重要品種育成事業計画（法第7条第3項に規定する認定重要品種育成事業計画をいう。以下同じ。）に従って育成された重要品種に関する情報や、都道府県基本計画に関する情報、重要品種種苗生産事業活動に必要な情報等の提供を行うものとする。

## 第五 重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関するその他重要事項

国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関し、法第3条第1項に規定する責務を有するとともに、同条第2項に基づき重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとされている。

そのため、国は、次の1から7までの事項に留意しつつ、関係者と一体となって重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

## 1 先端技術の活用

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）において、国は、「品種開発の迅速化・効率化に向けた基盤技術として、AIやゲノム情報等のビッグデータ等を活用した育種技術の開発を進める」こととしている。具体的には、ゲノム情報や生育情報等の育種に関するビッグデータを蓄積する「育種情報基盤」、育種情報基盤を利用してAI等により最適な交配親や後代の将来形質を予測する「育種支援ツール」、画像解析AIの高度化により作物形質を自動的に機器計測・評価できる「高速フェノタイピング技術」を組み合わせ、育種に係る各工程の高精度化、迅速化、低コスト化を図る「スマート育種支援システム」の構築を進めているところであり、社会実装を担う研究機構を通じて、実用可能と

なったものから順次、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業等による利用に供するものとする。これらを始めとする研究開発の加速化が期待される先端技術の活用については、消費者等に対して当該先端技術の活用に関する情報の提供を適切に行いつつ、社会課題の解決に有用な分野においてその技術の活用を進めるものとする。

また、種苗の生産においては、経験と人手を要する異形株や罹病株の抜取作業等の労働負担の軽減を図るため、A I 等を活用した検出技術等の開発、普及等を進めるものとする。

## 2 研究機構を中心とした産官学連携の強化

法第9条において、研究機構は、法第6条第3項第3号に規定する研究開発設備等を認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う利用に供する業務を行うことができることとしている。

国は、当該業務が実効的なものとなるよう、研究機構と他の品種育成機関の連携に向けた取組を推進することとし、研究機構は、当該規定を踏まえ、第二の1(2)に定める目標の達成に資するよう、国その他の関係者と密接に連携を図り、研究機構が自ら行う重要品種の育成及び育成をした重要品種の普及に

着実に取り組むとともに、認定重要品種育成事業者に対して研究開発設備等の供用等を通じた技術的支援を行うよう努めるものとする。

なお、法第9条に規定する研究機構の業務に関して必要な事項は、研究機構が別に定めるものとする。

### 3 人材の育成及び確保

重要品種の育成に当たっては、育種に関する体系的な知識のみならず、ビッグデータやデジタル技術等の新たな育種技術の活用に関する高度な専門的知識や技術が求められることを踏まえ、国は、研究機構や地方公共団体と連携の上、品種育成に関する試験研究の指導や技術習得に向けた講習等を実施し、重要品種の育成に係る人材の育成及び確保に努めるものとする。

また、重要品種の種苗の生産を振興するため、国は、種苗の生産への参入促進等により、重要品種の種苗の生産に係る人材の育成及び確保に努めるものとする。

### 4 知的財産の保護

#### (1) 国における取組

現在、国では、知的財産を取り巻く情勢を踏まえ、農林水産研究における知的財産に関する方針（

平成28年2月）、農林水産省知的財産戦略2030（令和7年6月）、優良品種の保護・活用に関する指針（令和7年7月）等、農業分野における知的財産に関する戦略や方針等を策定し、国内外を問わず戦略的な知的財産マネジメントに取り組んでいる。

また、重要品種、重要品種に係る栽培技術、育種の基盤技術等についても、我が国における重要な知的財産となることから、上記の戦略や方針等を踏まえて国内外で保護し、活用を進めていくことが重要である。

そのため、国は、引き続き、こうした知的財産に関する戦略や方針等の改訂を進め、これらに沿って重要品種や基盤技術等に関する知的財産の保護の取組を推進するとともに、海外における品種登録出願や海外ライセンスの推進等、品種の保護・活用のための環境整備に取り組むこととする。

## (2) 認定重要品種育成事業者、認定重要品種種苗生産事業活動実施者等における取組

認定重要品種育成事業者や認定重要品種種苗生産事業活動実施者、その他の重要品種の種苗の利用者は、重要品種や基盤技術等に関する知的財産の国内外における保護を行う必要がある。

そのため、認定重要品種育成事業者は、重要品種育成事業により育成をした品種が、区別性品種（

法第10条第2項に規定する区別性品種をいう。) であると確認された旨の通知を受けたときには、遅滞なく品種登録出願を行うこととしている(同条第3項)。

また、認定重要品種育成事業者は、優良品種の保護・活用に関する指針も活用して、重要品種の保護に必要な取組を行うものとする。

あわせて、認定重要品種種苗生産事業活動実施者や農業者、実需者は、利用する重要品種の種苗の管理を徹底し、育成者権者との契約事項を遵守するとともに、その他重要品種の保護に必要な取組を行うものとする。

## 5 国際的な連携の確保

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、国際的協調の下で重要品種の適正な利用の確保や、国外における最新の技術的な知見の導入、その成果の普及及び活用も重要である。

このため、国は、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、重要品種に関する知的財産権の保護及び活用を図るために必要な措置を講ずるとともに、我が国における重要品種の育成に資するため、外国の政府又は国際農業研究協議グループ(CG IAR)等の国際機関と共同して、品種育成、品

種育成に関する試験研究、品種育成に資する遺伝資源の収集・保存、これらを担う研究者の養成やその成果の普及及び活用を図るものとしている（法第29条）。

## 6 関係する予算事業上の措置

国は、法第3条第1項及び第2項の規定の趣旨を踏まえ、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に資するよう、認定重要品種育成事業者や認定重要品種種苗生産事業活動実施者に対する予算事業の優先的な採択等の優遇措置、法第28条に規定する人材の育成及び確保並びに法第29条に規定する国際的な連携の確保に必要な措置に関係する予算事業上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 7 関連施策との連携強化

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する施策は、農業の生産性の向上及び農業経営の安定だけでなく、新たな産地の形成を通じた地域振興等にも寄与することが期待されるため、国は、関連施策との連携を強化し、その効果が多面的に波及するよう留意して取り組むものとする。